

VOC削減対策に係る 課題と論点整理

条例における排出規制制度の効果と課題①

○届出施設規制

◆効果

- ・国に先駆け、実態を踏まえ網羅的に選定した発生源からの対策を行うことで、VOC排出削減を進めることができた。【資料1-1 P17、P18】
- ・設備構造基準は処理施設の必要性等のVOC削減対策に係る事業者の意識向上につながり、原料使用基準は塗料・インキ・接着剤中の溶剤含有率の低減や水性化のインセンティブにつながった。

◆課題

- ・設備構造基準の一律規制は、VOC排出量が比較的少ない事業者にとって不公平感が出るとともに、事業者自らによるVOC及び有害性の高い化学物質の効果的な排出抑制の検討機会を奪う面がある。【資料1-1 P10】
- ・法に比べ対象施設の裾切値がかなり小さいことから、事業規模が小さい事業者にとっては処理装置設置にかかる費用は負担が大きく、中小企業が多い府域の地域特性にマッチしているとはいえない。【資料1-1 P27】
- ・原料使用基準については、発注元から塗料指定を受ける場合があり、塗料を変更できないケースもある。【資料1-1 P10】
- ・NMHC濃度の推移を見ると、近年は条例排出規制による大気濃度改善への寄与割合は小さいと考えられる。【資料1-1 P21】

条例における排出規制制度の効果と課題②

○届出工場規制

◆効果

- ・大規模工場に対して塗装ライン全体から排出されるVOCの総量規制を実施することで、府内のVOC排出削減を進めることができた。【資料1-1 P17、P18】
- ・設備構造基準に比べ事業者の自主性を促進する制度であることから、対象事業者のVOCに対する意識向上につながった。

◆課題

- ・対象工場が令和元年度末で府内21工場と少なく、事業所全体のVOC排出量と比べると対象工場のVOC排出量はごく一部である。【資料1-1 P19】
- ・事業者、行政双方にとって基準順守状況の把握が困難である。【資料1-1 P10】
- ・未届工場が対象工場の規模要件を満たしているかどうか分かりにくい。【資料1-1 P10】
- ・NMHC濃度の推移を見ると、近年は条例排出規制による大気濃度改善への寄与割合は小さいと考えられる。(届出施設規制制度と同じ)【資料1-1 P21】

VOC排出削減に関する論点整理案①

論点① VOC排出削減対策の必要性とその方向性について

- ・条例及び法等による対策により、府域のVOC排出量は条例規制開始前より3分の1程度まで減少し、NMHC、SPM、PM2.5の濃度は低下した。【資料1-1 P17、P22、P23】
- ・一方Oxについては注意報等の発令状況や被害届出数は減少しているものの、濃度は改善されているとは言えず、環境基準も全国的に非達成の状況が続いている。【資料1-1 P22、P24、P38】
- ・Oxの生成機構は複雑であり、国では長期変動の要因としてVOC固定発生源の他に越境大気汚染の増加や窒素酸化物の減少を指摘しており、また植物起源VOCや未把握VOC発生源の存在も考慮したシミュレーションモデルの改善の必要があるとし、今後は生成能に着目した効果的な対策の方向性について検討するとしている。【資料1-1 P25、P26】
- ・なお、近年は国によるアジア地域との連携協力や中国における環境対策等により越境大気汚染の影響が低下していると考えられており、また令和2年には中国でVOC排出規制が開始され、今後の一層の越境大気汚染の濃度低下が予想される。【資料1-1 P8、P40】
- ・これらの状況から固定発生源からのVOC排出量の削減は引き続き必要であると考えるが、今後は国の知見等を踏まえ、より効果的なVOC排出削減対策を重点的に行っていくべきではないか。

VOC排出削減に関する論点整理案②

論点② 府域の地域特性を考慮した排出規制と管理的手法のバランスは、現状で問題ないか

- ・現行の府条例の排出規制については、法に先駆けて網羅的な対策を実施しVOC排出削減及び府内事業者へのVOC削減対策の意識向上に有効であったものの、大気濃度の状況からみると近年は条例排出規制による大気濃度改善への寄与割合は小さいと考えられる。【資料1-1 P21】
- ・届出施設規制においては、中小企業が多いという府域の特性を鑑みると、一定の費用がかかる設備構造基準は事業規模が小さい事業者にとって負担が大きく、大気濃度改善への寄与割合が小さいと考えられる中VOC排出量の少ない施設も含む一律の規制は事業者間に不公平感が生まれるとともに、事業者自らのVOC及び有害物質の排出抑制検討の妨げになっている恐れがある。【資料1-1 P10、P13、P27】
- ・届出工場制度においては、府域全体のVOC排出量における対象工場からの割合は小さく、また事業者側・行政側にとっても運用が困難な面がある。【資料1-1 P19】
- ・以上より、これら規制的手法については一定の見直しも検討する必要があるのではないかと。
- ・一方で、VOC総量も対象とした化学物質管理制度を推進することにより、府内の多くの事業者の実態に応じた自主的なVOC削減対策が実施され、効果的な排出量の削減につながっていることから、引き続きVOC総量を管理制度の府独自指定物質に位置付けるべきではないか。【資料1-2】
- ・規制的手法と管理制度等の定量的な効果検証は困難であるが、処理施設の設置費用をはじめとする事業者の負担や規制の公平性、事業者の意識向上、運用面の課題等の観点から、今後のVOC排出削減は管理的手法による対策を中心に推進していくべきではないかと。

VOC排出削減に関する論点整理案③

その他 家庭における日用品からのVOC排出削減に対する取組み推進について

- ・環境省VOC排出インベントリデータでは、日用品をはじめとする家庭からのVOC排出量は全体の2割程度と、一定量の排出量がある状況。【資料1-1 P20】
- ・今後はこれまでの事業者に対する規制等の取組みに加え、家庭における日用品からのVOC排出量の削減にも積極的に取り組むべきではないか。
- ・日用品からのVOC排出量削減には、消費者が低VOC製品を選択することに加え、製造者や販売者によるVOCの含有率を減らした製品の開発及び適正な使用量や保管方法についての消費者への呼びかけ等の取組みが必要である。
- ・これらの取組みについては、事業者への協力や、府民の生活スタイルの転換を呼びかける啓発的手法を中心に実施していくべきではないか。